

# 【フラット35】最新情報

平成28年  
1月版

日頃より長期固定金利住宅ローン【フラット35】をご利用いただき、誠にありがとうございます。【フラット35】の1月の最新の資料をお送りいたします。

## 今月の【フラット35】の金利情報

(返済期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下の場合)

【フラット35】の最頻金利 年 **1.54%** 最低金利 年**1.54%**  
最高金利 年**2.09%**

【フラット35】Sによる金利引下げ前の金利です(【フラット35】Sによる金利引下げ後の金利ではありません。)。なお、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて金利が異なります。また、取扱金融機関によって金利が異なります。金利の詳しいご案内については、裏面の「【フラット35】お借入金利(1月の資金お受取分)のご案内」及び、同封の「【フラット35】サポートニュース(平成28年1月号)」をご覧ください。また、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でもご確認ください。  
(注)【フラット35】の金利は、お申込時点ではなく、資金のお受取時点の金利が適用されます。来月以降の金利は未定です。

(※) 最低金利とは取扱金融機関が提供する最も低い金利、最頻金利とは取扱金融機関が提供する最も多い金利及び最高金利とは取扱金融機関が提供する最も高い金利です。  
融資率とは建設費・購入価額に対して、【フラット35】のお借入額の占める割合をいいます。融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較して、ご返済の確実性などをより慎重に審査を行います。借換融資の場合は、実際の融資率にかかわらず融資率9割以下の金利が適用されます。



## 今月お届けするトピックスはこちら♪

※詳しくは、同封の資料をご覧ください。

1. 【フラット35】お借入金利(1月の資金お受取分)のご案内  
詳しくは裏面をご覧ください!
2. 【フラット35】サポートニュース(平成28年1月号)  
今月の【フラット35】の金利情報です。

### 制度拡充、終了迫る!平成28年1月29日申込受付分をもって終了!

現在、実施している以下の制度拡充については、平成28年1月29日の申込受付分をもって終了することが確定しましたのでお知らせします(詳しくは、同封の資料をご覧ください)。

- ① 【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大(▲0.3%→▲0.6%)
- ② 【フラット35】の融資率が9割を超える場合の金利の引下げ

### 【フラット35】機構団信特約制度のご案内

機構団信特約制度について、新しい資料を3部同封します。

- ①【フラット35】万一の備えは機構団信で!...「お客さま用」
- ②【フラット35】機構団信特約制度加入・継続のおすすめ~虎の巻~...「住宅事業者さま用」
- ③機構団信特約制度 不加入・脱退事例...「住宅事業者さま用」

※お客さまへのご案内等には是非ご活用下さい。下記お問い合わせ先までご連絡いただければ、必要部数を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

#### ★近畿大阪銀行様よりお知らせ★

平成28年1月9日(土)、10日(日)に、近畿大阪銀行住宅ローンセンターで「フラット35一斉相談会」を開催します。

#### ★りそな銀行様よりお知らせ★

「神戸ローンプラザ」及び「神戸支店」は平成28年1月12日(火)に移転いたします。

<お問い合わせ先> 住宅金融支援機構 近畿支店

兵庫センター(西本、中野、天羽)

電話 078-327-5015

(営業時間 平日9:00~17:00(年末年始を除きます。))



# 【フラット35】お借入金利

(1月の資金お受取分)のご案内



## 【フラット35】S をご利用の場合(融資率9割以下)

返済期間	当初10年間または5年間のお借入金利	当初金利引下げ期間後のお借入金利
20年以下	年0.67%~1.29%	年1.27%~1.89%
21年以上35年以下	年0.94%~1.49%	年1.54%~2.09%

## 【フラット35】

返済期間	お借入金利
20年以下	年1.27%~1.89%
21年以上35年以下	年1.54%~2.09%

(注) 融資率が9割超の場合の金利については、同封の「【フラット35】サポートニュース(平成28年1月号)」または、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

## 【フラット35】Sのご案内

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】のお借入金利を一定期間引き下げる制度です。



制度拡充、締切り迫る! ~平成28年1月29日申込受付分まで~

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	申込期限	住宅の条件(※1)
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	年▲0.3%	平成28年 1月29日	金利プランごとの次の基準のうち、いずれか1つ以上に適合する必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトでご確認ください。 (1) 認定省エネルギー住宅 (2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき「住宅専業建築士の判断の基準」に適合する住宅(一戸建てに限る。) (3) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.6%		

平成28年1月30日以後の申込受付分からは、年▲0.3%になります\*2。

(※1) 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほか「中古住宅特有の基準」があります。「中古住宅特有の基準」は、フラット35サイトでご確認ください。中古住宅については、「新築住宅・中古住宅共通の基準」または「中古住宅特有の基準」のいずれかを満たすことで、金利引下げを受けられます。  
 (※2) 【フラット35】S(金利引下げ幅年▲0.3%)については手取金額があり、手取金額に達する見込みとなった場合は実行を停止します。実行停止日はフラット35サイトでお知らせします。  
 (注) 【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。

※ 上記は近畿2府4県における買取型の【フラット35】取扱金融機関の1月のお借入金利です。返済期間が36年以上50年以下の【フラット50】のお借入金利は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

※ 別途、融資手数料がかかります。融資手数料は、取扱金融機関によって異なります。詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。

※ 団体信用生命保険の特約料は、お客さまのご負担となります。

※ 【フラット35】のお借入額は100万円以上8000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除きます。)以内です。

\*\*\*\*\*  
 このダイレクトメールの宛先等に変更が生じた際は、お手数ですが、表面記載のお問合わせ先までご連絡ください。今後とも、皆様に有益な情報を定期的にお届けするためにご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【フラット35】メールマガジン配信中! 登録URL(<http://www.jhf.go.jp/mailmag/index.html>)

※フラット35の金利情報等をいち早く配信しています。是非ご登録ください。

# 【フラット35】

## 制度拡充、終了迫る！ ～平成28年1月29日申込受付分まで～

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の一環として実施している【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大等につきましては、平成28年1月29日の申込受付分をもって終了することをお知らせします。

### 制度拡充の内容

#### 1 【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初 10年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.3%
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初 5年間	年▲0.6%

平成28年1月30日以後の申込受付分からは、年▲0.3%になります※1。

#### 2 【フラット35(買取型)】の融資率※2が9割を超える場合の金利の引下げ

融資率が9割以下の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げています。  
(平成28年1月30日以後の申込受付分からは、融資率が9割を超える場合の金利の引下げを行いません。)

※1 【フラット35】S(金利引下げ幅年▲0.3%)については予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了します。受付終了日は、フラット35サイトでお知らせいたします。

※2 融資率とは、建設費・購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。

(注) 融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較して返済の確実性等をより慎重に審査します。

【フラット35】Sの利用条件等、各制度の詳細は裏面をご覧ください。



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

〈フラット35サイト〉

www.flat35.com

お客さまコールセンター

0120-0860-35

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
利用できない場合(PHS、海外からの国際電話などは、次の番号におかけください。  
048-615-0420 (通話料金がかかります)

(平成27年12月1日現在)

## 【フラット35】Sをご利用いただくための住宅の条件など

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度で、【フラット35】S(金利Aプラン)と【フラット35】S(金利Bプラン)の2つの金利引下げプランがあります。



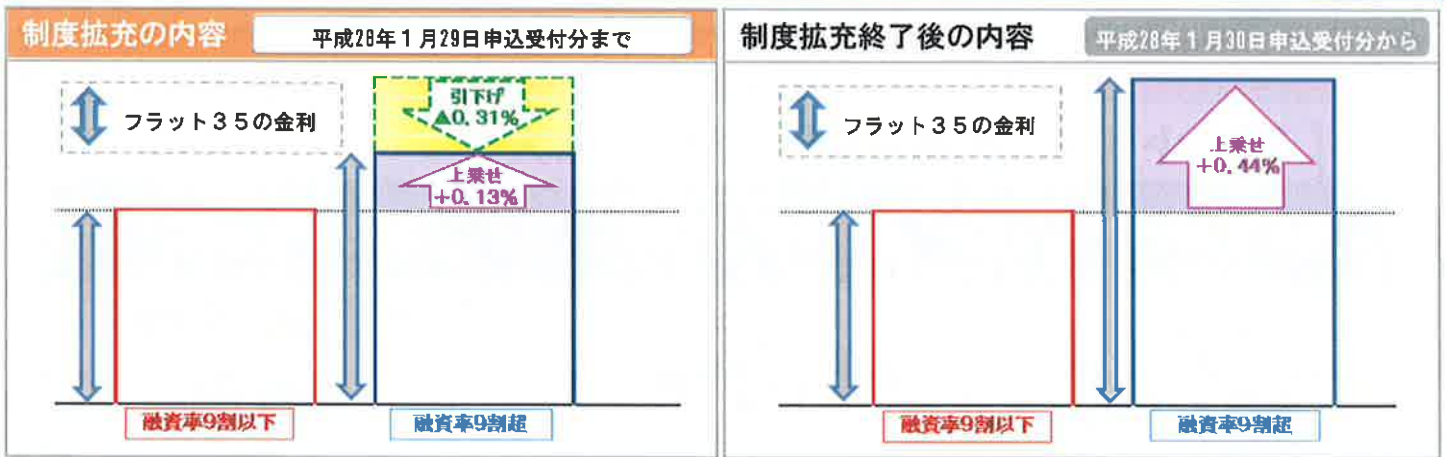
【フラット35】Sをご利用いただくための条件※(各金利プランごとの次の基準のうち、いずれか1つ以上に適合する必要があります。)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定低炭素住宅</li> <li>(2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(通称省エネ法)」に基づく「住宅事業者建築主の判断の基準(通称トップランナー基準)」に適合する住宅(一戸建てに限る。)</li> <li>(3) 一次エネルギー消費量等級5の住宅</li> <li>(4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅</li> <li>(5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可)</li> <li>(6) 長期優良住宅</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 断熱等性能等級4の住宅</li> <li>(2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅</li> <li>(3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅</li> <li>(4) 免震建築物</li> <li>(5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅</li> <li>(6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策が必要)</li> </ul>                                       |

※ 上記の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほか、「中古住宅特有の基準」があります。「中古住宅特有の基準」は、フラット35サイトでご確認ください。中古住宅については、「新築住宅・中古住宅共通の基準」または「中古住宅特有の基準」のいずれかを満たすことで、金利引下げを受けることができます。

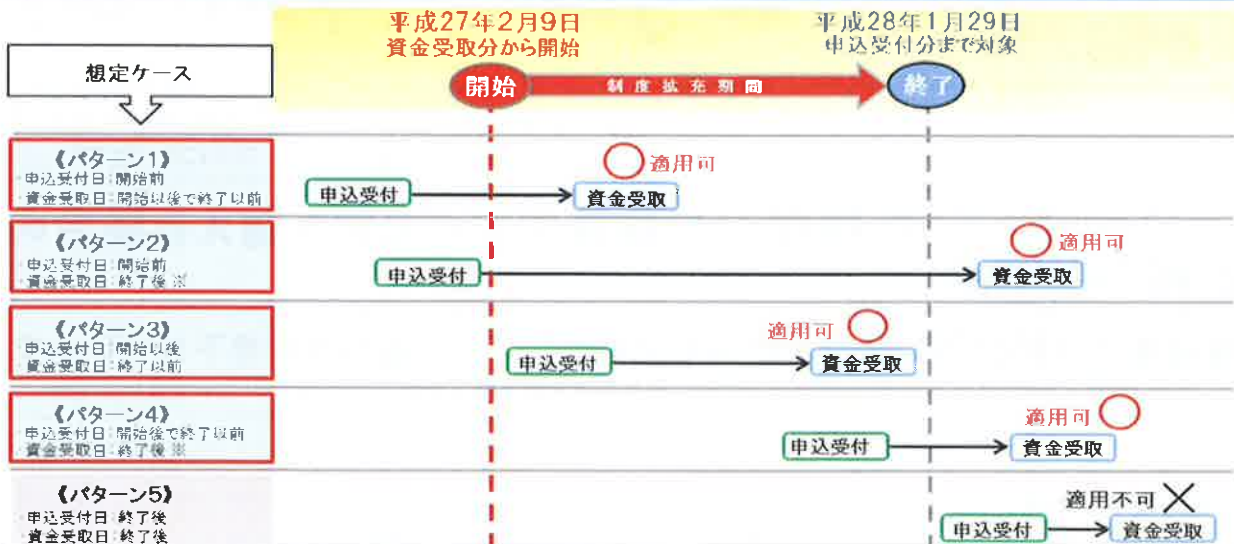
(注)【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際に利用できます(【フラット35】借換融資には利用できません。)

## 融資率9割以下と融資率9割超の金利(イメージ図)



## 制度拡充の適用について

(【フラット35】S金利引下げ幅拡大・9割超融資金利引下げ共通)



※制度拡充終了後に【フラット35】S(金利A)→【フラット35】S(金利B)に利用あり、「融資率9割以下→融資率9割超」に申込内容を変更した上で資金を受け取る場合をみます。申込内容の変更については、申込先の金融機関にご相談ください。

【借入れに当たっての注意事項】●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除く。)の以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は資金受取時の金利が適用となります。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さま負担となります。●借入対象となる住宅に火災保険(任意の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。火災保険料はお客さま負担となります。●万一の場合に備え、機構団体信用生命保険特約制度への加入をお勧めしています。特約料はお客さま負担となります。また、健康状態等により、加入できない場合があります。●【フラット35】Sは、【フラット35】借換融資には利用できません。●【フラット35】Sについては、取扱金融機関によって利用できない場合があります。●取扱金融機関の融資金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイトでご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

ずっと固定金利の安心

《平成28年1月号》

【お知らせ】  
お役立ち情報を  
掲載しております。

民間と  
提携

# 【フラット35】サポートニュース



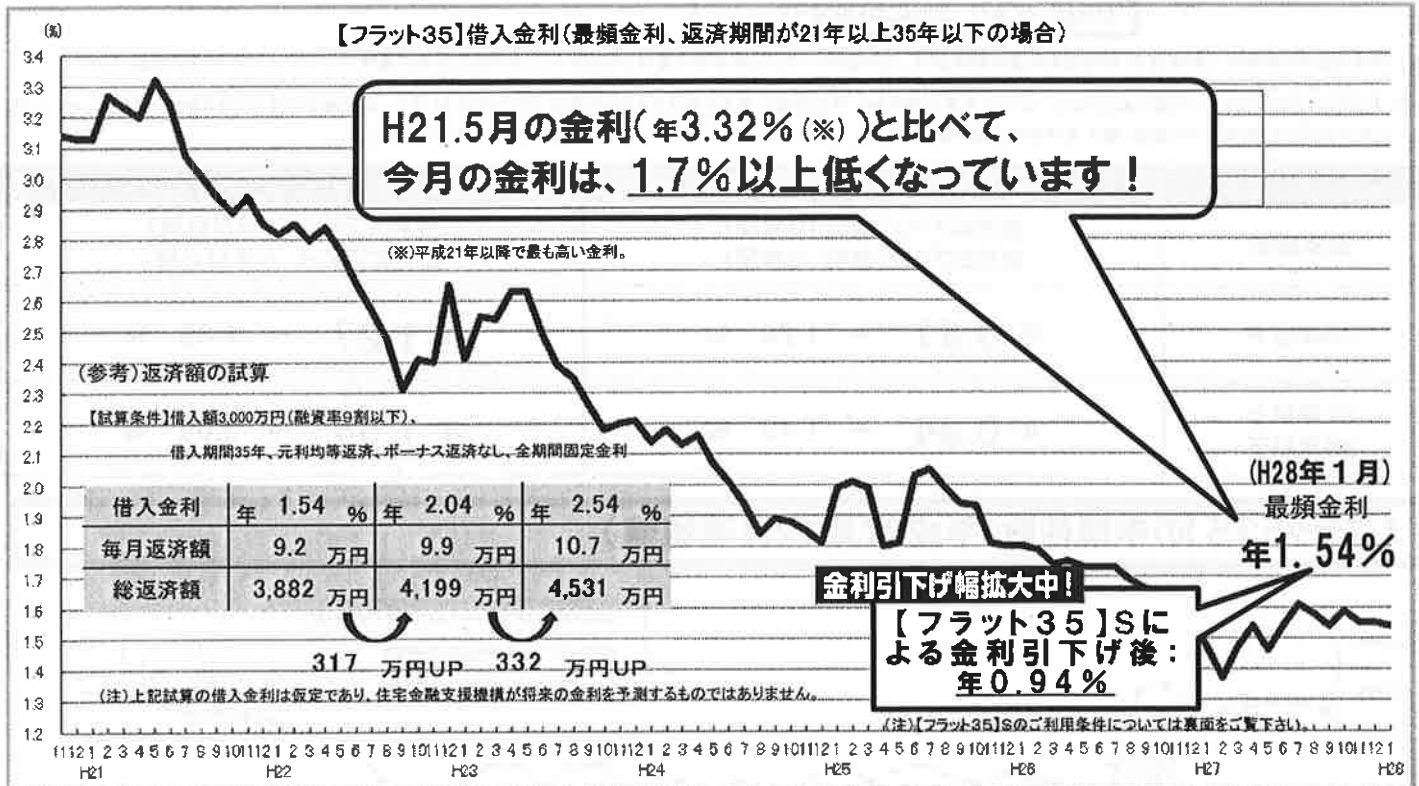
## 今月の【フラット35】の金利情報



～返済期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下の場合～

【フラット35】の最頻金利 さいひん 年 **1.54%**

最低金利 年 **1.54%**  
最高金利 年 **2.09%**



返済期間	融資率9割以下		融資率9割超	
	最頻金利	最低金利～最高金利	最頻金利	最低金利～最高金利
平成28年1月の【フラット35】借入金利				
20年以下	年 1.27 %	年 1.27 ~ 1.89 %	年 1.40 %	年 1.40 ~ 2.12 %
21年以上35年以下	年 1.54 %	年 1.54 ~ 2.09 %	年 1.67 %	年 1.67 ~ 2.22 %

※最低金利とは取扱金融機関が提供する最も低い金利、最頻金利とは取扱金融機関が提供する最も多い金利及び最高金利とは取扱金融機関が提供する最も高い金利です。  
融資率とは建築費・購入価額に対して、【フラット35】のお借入額の占める割合をいいます。融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較して、ご返済の確実性などをより慎重に審査を行います。  
(注)【フラット35】Sによる金利引下げ前の金利です(【フラット35】Sによる金利引下げ後の金利ではありません。)  
【フラット35】の金利は、お申込時点ではなく、資金のお受取時点の金利が適用されます。来月以降の金利は未定です。なお、取扱金融機関によって金利が異なります。



**住宅金融支援機構**  
Japan Housing Finance Agency  
(フラット35サイト)  
[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

お客様コールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(PHS、海外からの国際電話など)は、次の番号へおかけください(通話料金ががかかります。)  
048-615-0420

# 【フラット35】Sのご案内

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】のお借入金利率を一定期間引き下げる制度です。



## 制度拡充、締切り迫る！～平成28年1月29日申込受付分まで～

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	申込期限	住宅の条件(※1)
【フラット35】S 【金利Aプラン】	当初10年間	年▲0.3%	平成28年 1月29日	(1) 認定低炭素住宅 (2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅(一戸建てに限る。) (3) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅
【フラット35】S 【金利Bプラン】	当初5年間	年▲0.6%		(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅 (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策が必要)

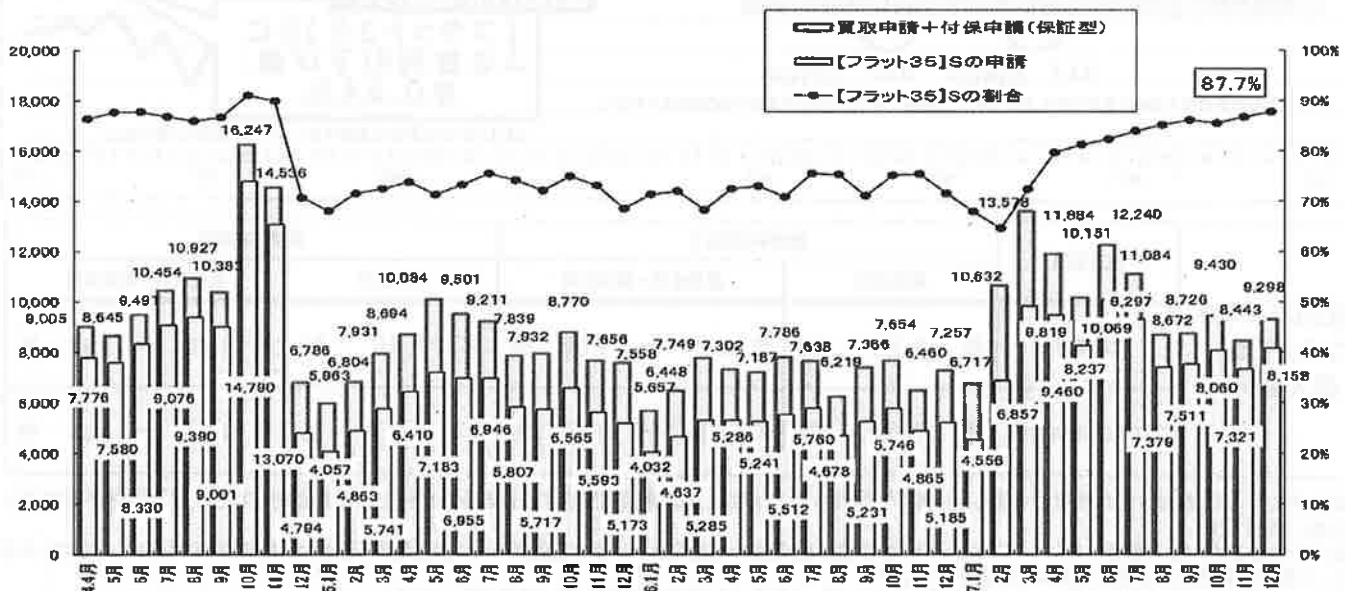
平成28年1月30日以後の申込受付分からは、年▲0.3%になります\*2。

(※1)表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに「中古住宅特有の基準」があります。「中古住宅特有の基準」は、フラット35サイトでご確認ください。中古住宅については、「新築住宅・中古住宅共通の基準」または「中古住宅特有の基準」のいずれかを満たすことで、金利引下げを受けることができます。  
(※2)【フラット35】S(金利引下げ幅年▲0.3%)については予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了します。受付終了日はフラット35サイトでお知らせします。  
(注)【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません。)

### 今月の【フラット35】S適用時の金利(融資率9割以下)

返済期間	金利Aプラン(当初10年間) 金利Bプラン(当初5年間)	金利Aプラン(11年目以降) 金利Bプラン(6年目以降)
20年以下	年 0.67 ~ 1.29 %	年 1.27 ~ 1.89 %
21年以上 35年以下	年 0.94 ~ 1.49 %	年 1.54 ~ 2.09 %

### 【フラット35】の申請件数(平成27年12月速報値)



【お借入れに当たっての注意事項】●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する長期固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細については、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関の審査または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●お借入れ額は建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除く。)の100%以内で、上限は8,000万円となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望のお借入れ額までお借入れできない場合があります。●お借入れに当たっては、融資手数料が必要で、お客さまのご負担となります。融資手数料は取扱金融機関によって異なります。●お借入れ金利は資金のお受取時の金利が適用されます。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢によりお借入れ期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受けていただきます。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査に当たっては、物件検査手数料が必要で、お客さまのご負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります。●お借入れの対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さまのご負担となります。●お借入れの対象となる住宅に火災保険(火災共済を含みます。)を付けていただきます。火災保険料はお客さまのご負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険に是非ご加入ください。ご加入に当たっては条件があり、特約料はお客さまのご負担となります。●【フラット35】Sは、住宅ローンのお借換えの場合には利用できません。●【フラット35】Sについては、利用できない金融機関がありますのでご注意ください。●取扱金融機関の融資金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細の情報は、フラット35サイトでご確認することができます。●説明書(パンフレット等)は、取扱金融機関で入手することができます。

# 【フラット35】万一の備えは機構団信で！

万一の  
場合には  
機構団信ならスムーズで確実に  
フラット35の返済が終了します！

住宅ローン返済中のリスクとして、「生命のリスク」があります。機構団信特約制度は、フラット35専用の保障制度であり、返済中に死亡などの万一の事態が起こった場合に、生命保険会社から住宅金融支援機構に支払われる保険金でフラット35の残りの債務が全額弁済されます。

**ご家族にフラット35の返済の負担を残さずに大切なマイホームを残すための備えです。是非ご加入ください。**



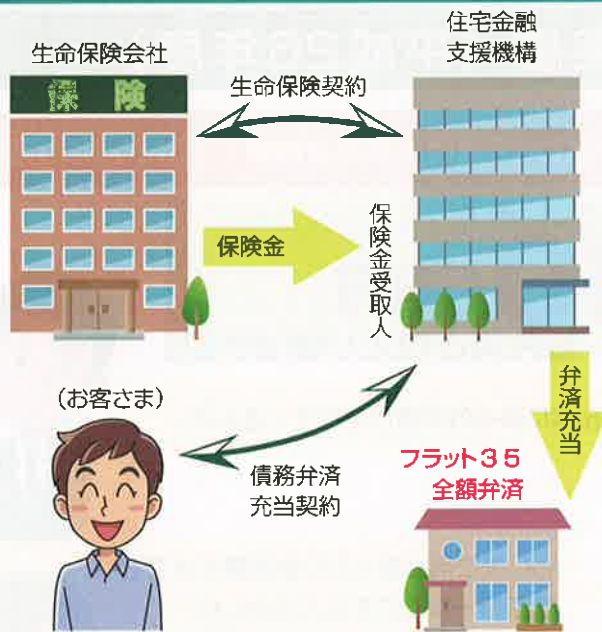
※お客様の健康状態により、機構団信特約制度にご加入いただけない場合があります。  
 ※機構団信特約制度への加入申込みは、フラット35の契約手続時までです。ご返済が始まりますと加入できません。  
 ※機構団信特約制度の詳細は、「機構団信特約制度のご案内」（パンフレット）またはフラット35サイト（<http://www.flat35.com>）をご覧ください。

<b>フラット35 専用の 保障制度</b>	<b>死亡・ 所定の高度障害 状態を保障</b>	<b>3大疾病保障付きも あります</b>	<b>ご夫婦で 加入できる デュエットも！ <small>（夫婦連帯債務の場合）</small></b>	<b>特約料は クレジットカード 払いができます <small>（2年目以降の特約料のお支払）</small></b>
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------	--	---

## 機構団信特約制度と生命保険の違いを知っておきましょう！

「生命保険に加入しているから機構団信特約制度には加入しない」と言われる方がいらっしゃいます。機構団信特約制度と一般の生命保険は目的や商品性が異なりますので、違いを十分に知った上で慎重に判断してください。

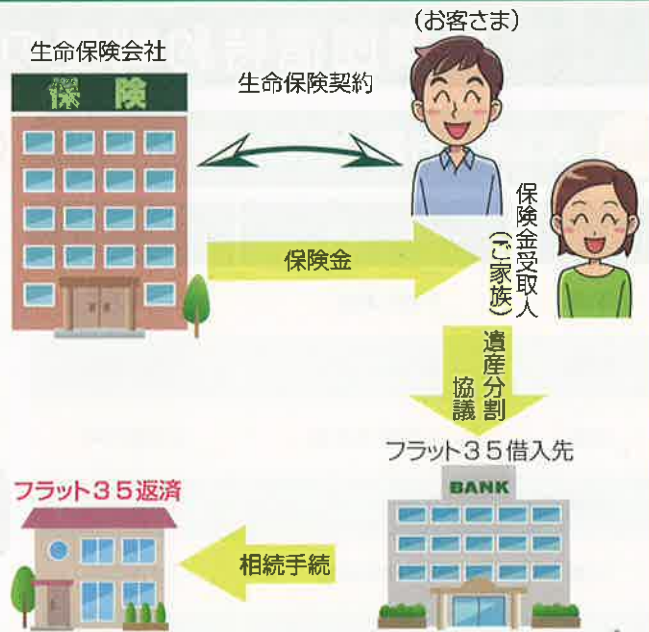
### 機構団信特約制度で備える場合



#### 特 徴

- 万一の場合のフラット35の返済への備え
  - 住宅金融支援機構が保険金を受け取ってフラット35の残りの債務を全額弁済するので手続がスムーズで確実
  - 遺産分割協議前でも弁済手続が可能
  - 保険金額はフラット35の残高の減少に応じて毎年変更され、新たな手続や審査は必要ない。
- 性別や年齢によらず特約料は一律
- 特約料は年払い(クレジットカードによる分割払可)
- 生命保険料控除の対象外

### 一般の生命保険で備える場合



#### 特 徴

- 万一の場合の家族の生活費などへの備え
  - 保険金でフラット35を返済するには、遺産分割協議や相続手続を先に済ませることが必要
  - 保険金額が必要金額(フラット35の残高など)をカバーしているか十分に確認しておく必要がある。
- 性別や年齢により保険料が異なる
- 保険料は毎月払いなどを選ぶことができる
- 生命保険料控除の対象

# 機構団信特約制度に加入しない場合、どうなるの？

こんなケースがありました

お客さま「34歳男性」

お客さまは、フラット35を利用して4,000万円借入れをされました。  
フラット35を申込みの際に「健康には自信があり他の生命保険に加入しているので、団信には加入しない」と機構団信特約制度に加入されませんでした。

住宅購入後にお子さまが2人生まれ、マイホームで幸せな生活をスタートしていました。

そんな矢先、お客さまは「がん」でお亡くなりになりました。

加入していた生命保険の保険金は、生活費やお子さまの教育資金に充てるとフラット35の返済にはぎりぎり、お支払も遅れがちとなりました。

奥様一人では返済が難しい状態となり、住宅の売却を考えましたが、

**住宅を売却してもフラット35の債務が残る可能性があり、とてもお困りでした。**

そんな時のために！

病気、事故等で突然の不幸に見舞われることも。

生命保険に加入していても、その保険金だけではフラット35を返済できず、**残されたご家族が返済を続けていくことになります。**

機構団信特約制度に加入していれば、**確実にフラット35の残りの債務が全額弁済され、ご家族に負担が残りません！**

・ご夫婦が連帯債務でフラット35を申し込む場合、

**「デュエット」(夫婦連生団信)も利用できます！**

・ご返済中に、ご夫婦のいずれかに万一のことがあっても、住宅の持分、返済割合等にかかわらずフラット35の残りの債務が全額弁済されます。

## 機構団信特約制度の弁済実績（平成26年度）

### 事例 30歳代お客さまのお支払事例

年齢	死亡原因	弁済金
34歳	不慮の事故	5,605万円
37歳	胃がん	2,776万円
39歳	心疾患・心不全	2,698万円
36歳	乳がん	2,535万円
37歳	その他の病死	2,319万円
35歳	脳内出血、脳梗塞等	2,232万円
39歳	子宮癌	2,116万円
38歳	自動車事故	2,001万円

平成26年度の30歳代への弁済総額：10億5,863万円

なんと1年で

**10億円**

も弁済されています!!

30代でもこんなに多くの弁済がされているんだ。

もし夫に何かあったら生活費だけでなく、住宅ローンまで支払えるかしら？

フラット35専用の保障制度である**機構団信特約制度**に加入していれば、返済中に万一のことがあっても安心です!

お客さまコールセンター (団信専用ダイヤル) **0120-0860-78** 通話料無料でご利用いただけます。

● 営業時間 9:00 ~ 17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)

● 上記番号がご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、次の番号におかけください(通話料金がかかります。)

● 月曜日や祝日明けはお電話が混み合って、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。

● お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。

TEL: 048-615-3311



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency



# 神戸支店移転のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども「りそな銀行 神戸支店」は、来る平成28年1月12日(火)より、三宮ビル北館に移転し営業させていただくこととなりました。

また、「セブンデイズプラザKOBЕ」として、営業時間を年中無休19時までとし、住宅ローンや保険、資産運用、相続・遺言のご相談、ご契約を取扱います。(注①②)新店舗におきましても、社員一同より一層お客さまのお役に立つサービスのご提供に努めて参る所存でございますので何卒ご理解いただき、倍旧のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成27年10月

株式会社 **りそな銀行**

神戸支店 社員一同

「神戸支店」の新しい住所は、平成28年1月12日(火)より下記の通りとなります。

移転後の住所	お問合せ先	
〒651-0088 神戸市中央区小野柄通七丁目1番18号	1月8日(金)まで	TEL (078) 331-7081
	1月12日(火)以降	TEL (078) 272-0901

### 〈移転後のお取引きについて〉

- お手持ちのカード・通帳はそのままご利用いただけます。
- 店名・店番・口座番号の変更はございません。

### 〈移転後の営業時間〉

- 窓口** 年中無休 9:00~19:00  
 ※注① 年末年始・ゴールデンウィークを除きます  
 ※注② 平日17:00以降および土・日・祝日は各種ご相談、ご契約のみとさせていただきます。一般の窓口業務はお取り扱いをしております。
- ATM** 平 日 7:00~23:00  
 土 7:00~21:00  
 日・祝 8:00~21:00



# 神戸ローンプラザ移転のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども「りそな銀行 神戸ローンプラザ」は、来る平成28年1月12日(火)より、三宮ビル北館2階に移転し営業させていただくこととなりました。

新店舗におきましても、社員一同より一層お客さまのお役に立つサービスのご提供に努めて参る所存でございますので、何卒ご理解いただき、倍旧のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成27年10月

株式会社 **りそな銀行**  
神戸ローンプラザ 社員一同

「神戸ローンプラザ」の新しい住所は、平成28年1月12日(火)より下記の通りとなります。

移転後の住所	お問合せ先	
〒651-0088 神戸市中央区小野柄通七丁目1番18号 (りそな銀行神戸支店2階)	1月8日(金)まで	TEL (078) 331-7166
	1月12日(火)以降	TEL (078) 222-0025

